

現在の水に関わる放射性物質に係る基準

○ 飲料水の放射性セシウムの基準値

放射性セシウム（Cs-134、Cs-137合計）：10 Bq/kg

世界保健機関（WHO）が飲料水の基準としている、年間0.1mSvとなる放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）のガイダンスレベル（10Bq/kg）より設定（参考資料2）。

○ 水道水中の放射性物質の管理目標値

放射性セシウム（Cs-134、Cs-137合計）：10 Bq/kg

飲料水の放射性セシウムの基準値を元に、飲用以外の利用に伴う被ばく線量（入浴、手洗い等）等を推定し、WHOが示すガイダンスレベルを算出する基となった年間0.1mSvに比べて十分小さいことを確認し、設定（参考資料3）。

○ 学校の屋外プールの利用について

水道水の管理目標値が、飲用のみならず入浴等に伴う被ばく線量を考慮していることから、水道水の管理目標値で管理されている水道水を学校のプールで利用することは問題ないとして、プール水から受ける線量の計算方法を提示（参考資料4）。